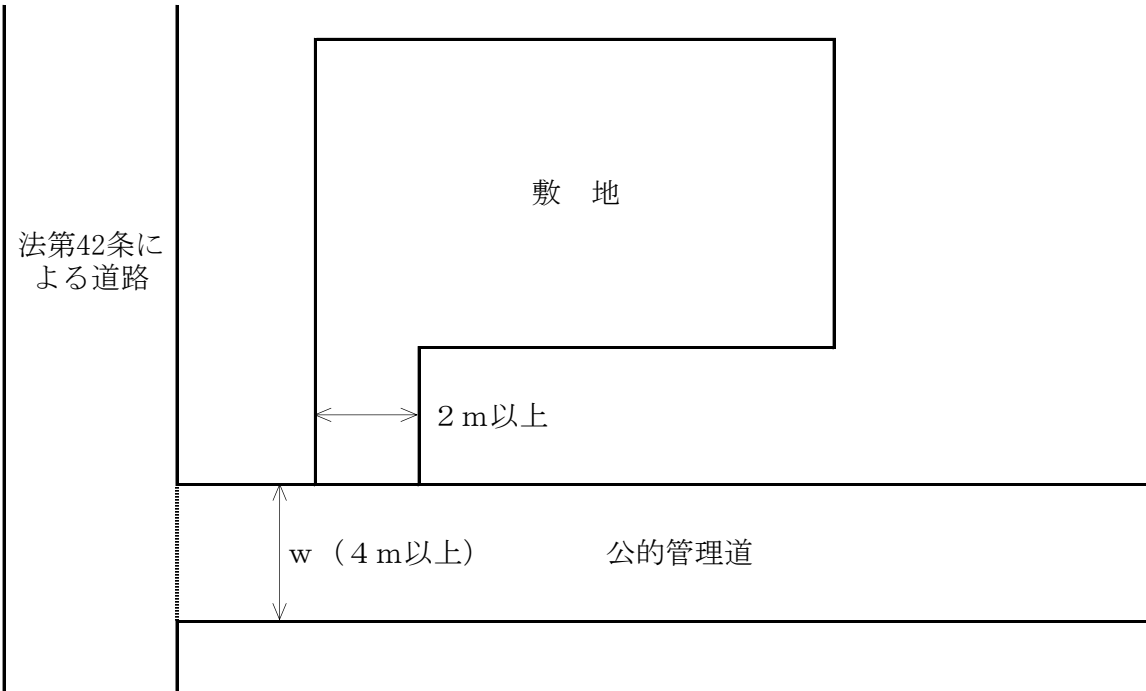
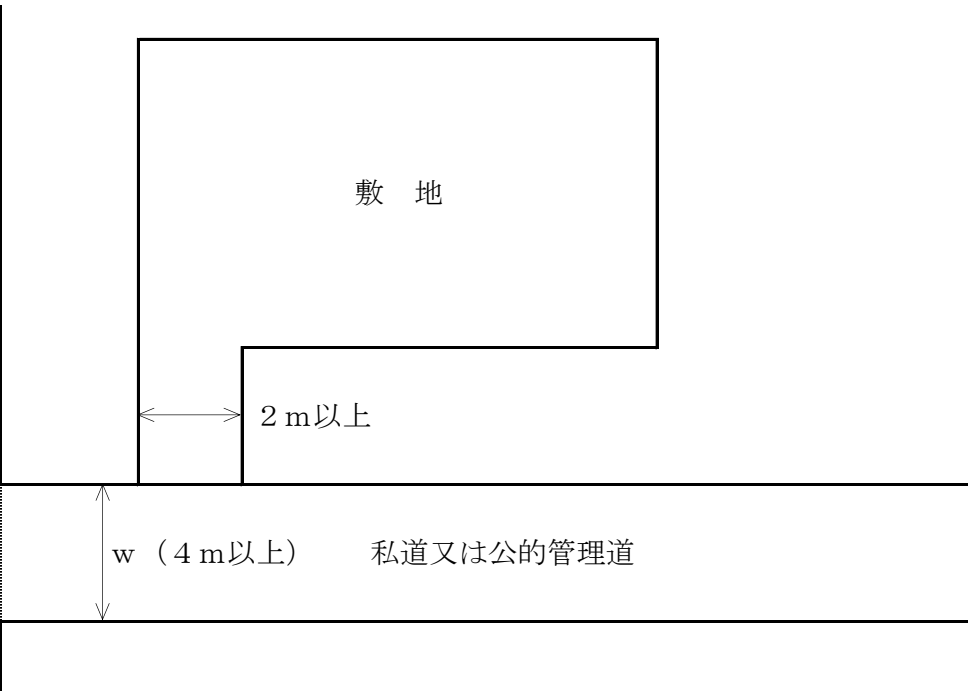
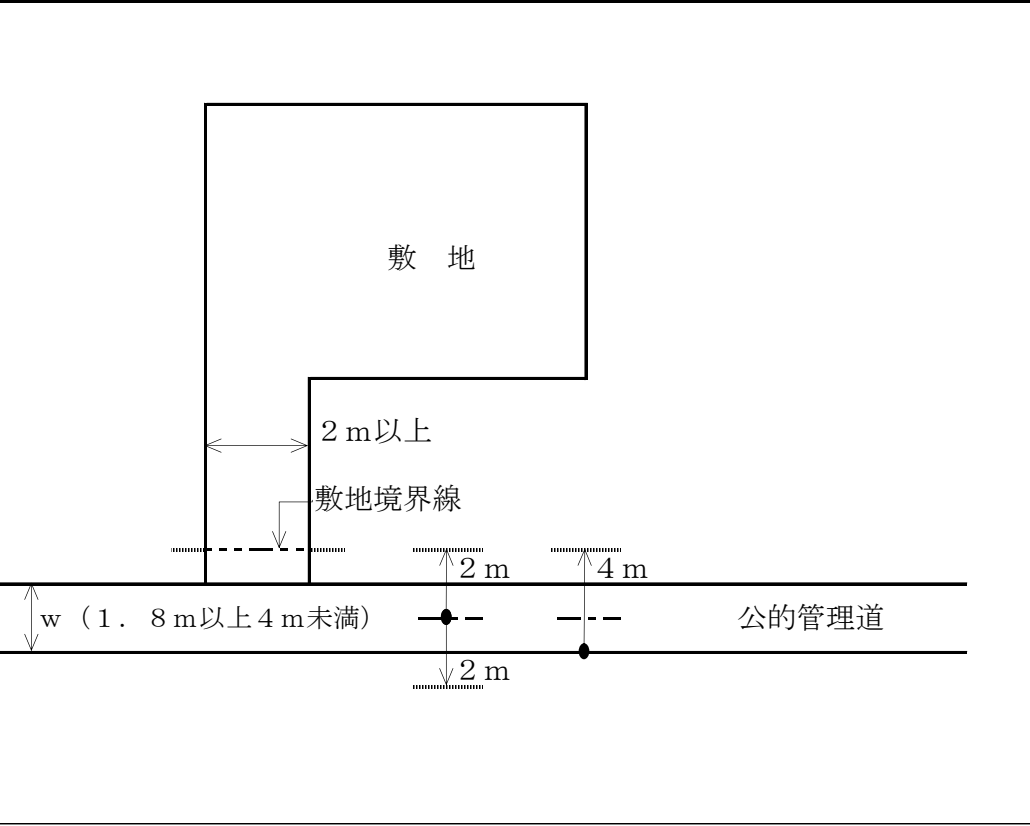


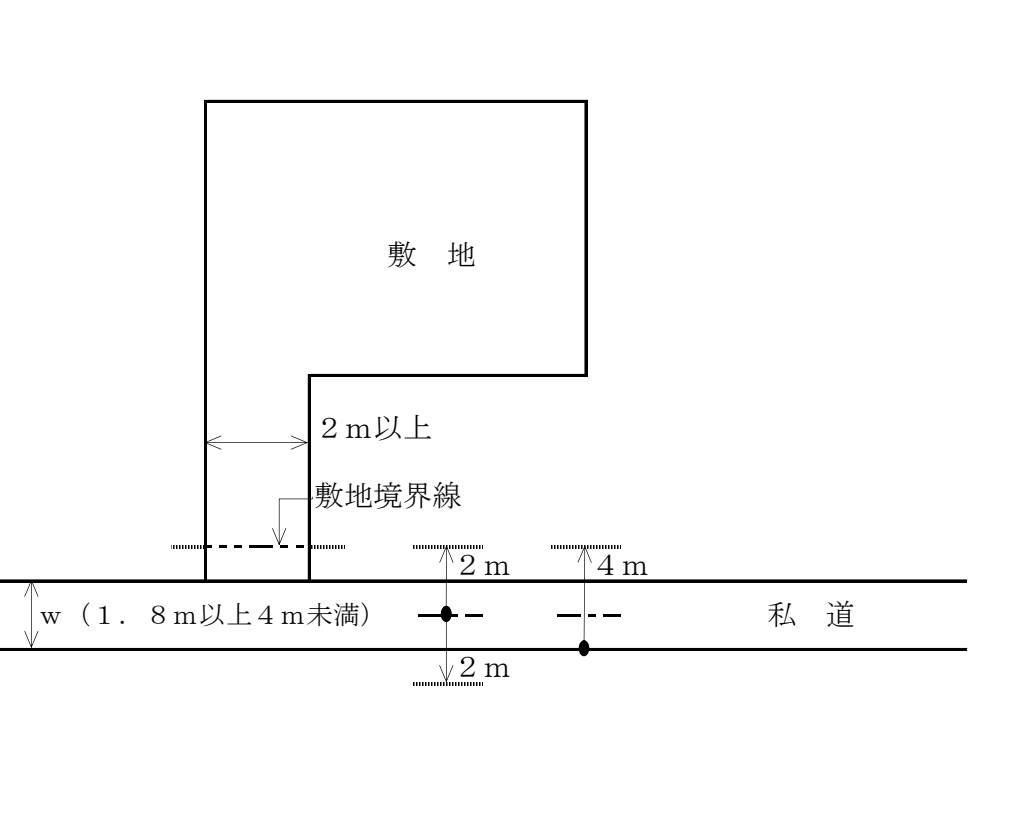
事例 1	
包括同意基準 1	公園等の公共空地が周囲にある敷地及び空港敷地
敷 地 2 m 以上 4 m 以上 敷 地 公園等の公共空地及び空港敷地 4 m 以上 法第42条による道路	
前提条件 ・ 公園等の公共空地にある敷地又はそれらに隣接する敷地及び空港敷地 ・ 通行可能で、管理者の通行等の承諾があるもの ・ 原則、道路まで通行上支障のない幅員 4 m 以上の経路が確保されているもの ・ 公園等の公共空地に接する敷地については、2 m 以上接するもの	
許可条件 ・ 特殊建築物でないこと（公園等の空地内及び空港敷地を除く） ・ 3 階建以下（公園等の空地内及び空港敷地を除く） ・ 前面道路幅員 4 m とした形態規制（容積率）	
備考	

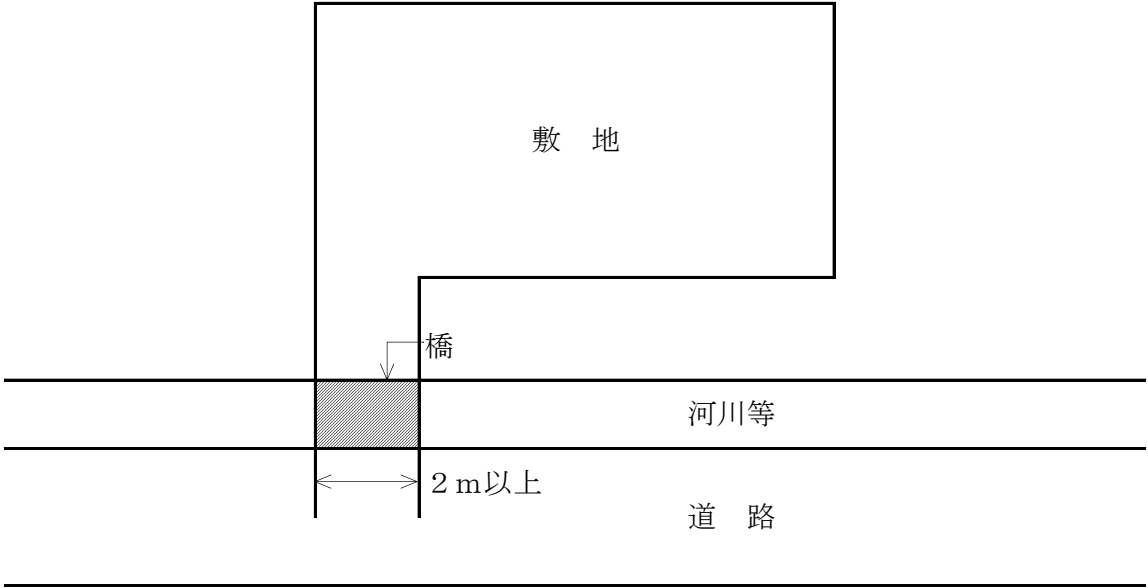
事例 2	
包括同意基準 2	幅員 4 m 以上の公共の用に供する道に接する敷地
 法第42条による道路 敷 地 2 m 以上 w (4 m 以上) 公的管理道	
前提条件 ・ 幅員 4 m 以上の公的管理道に接する敷地 (河川管理用の道, 公園管理用の道等) ・ 通行可能で, 管理者の通行等の承諾があるもの ・ 公的管理道に 2 m 以上接するもの	
許可条件 ・ 道の幅員に応じた形態規制 (道路斜線による高さ制限・容積率)	
備考 ・ 現に, 道に沿って既に建物が建っており, 一般住民の通行等の用に供しているものは, 「包括同意基準 3」の適用も可 ・ 「通行等の用に供しているもの」とは, 一般住民の通行等の用に供する道に 2 m 以上接し, 敷地から直接出入りしているものを示す	

事例 3	
包括同意基準 3	幅員 4 m 以上の協定空地等に接する敷地
法第42条による道路	 敷 地 2 m 以上 w (4 m 以上) 私道又は公的管理道
前提条件	・ 幅員 4 m 以上の私道又は公的管理道に接する敷地 ・ 道に沿って既に建物が建っており，道として供用されていること (新たに築造する道は不可) ・ 私道にあっては，関係権利者の協定等により，現況幅員の確保が確実と認められること ・ 私道又は公的管理道に 2 m 以上接するもの
許可条件	・ 特殊建築物でないこと ・ 3 階建以下 ・ 道の幅員に応じた形態規制（道路斜線による高さ制限・容積率） ・ 敷地から法第42条による道路に至る部分（公的管理道，協定空地等）の適切な維持
備考	・ 法第 4 2 条第 1 項第 5 号の位置指定道路の指定が基本であり，例外的に適用

事例 3-2	
包括同意基準 3	幅員 4 m 以上の協定空地等に接する敷地
開発により 道路整備予 定の空地幅 員 4 m 以上 $w = 2 \text{ m}$ 以上 敷 地 法第 4 2 条による道路	
前提条件 ・ 幅員 4 m 以上の私道に接する敷地 ・ 道に沿って既に建物が建っており，道として供用されていること (新たに築造する道は不可) ・ 関係権利者の協定等により，現況幅員の確保が確実と認められること ・ 空地に 2 m 以上接するもの	
許可条件 ・ 特殊建築物でないこと ・ 3階建以下 ・ 道の幅員に応じた形態規制（道路斜線による高さ制限・容積率） ・ 敷地から法第42条による道路に至る部分（公的管理道，協定空地等）の適切な維持	
備考	

事例 4	
包括同意基準 4	幅員 1. 8 m 以上, 4 m 未満の公的管理道に接する敷地
法第42条による道路	 敷 地 2 m 以上 敷地境界線 2 m 4 m w (1. 8 m 以上 4 m 未満) 公的管理道
前提条件	・ 幅員 1. 8 m 以上, 4 m 未満の公的管理道に接する敷地 ・ 道に沿って既に建物が建っており, 道として供用されているもの (新たに築造する道は不可) ・ 公的管理道に 2 m 以上接するもの ・ 2 m の中心後退等 (対側が河川等の場合一方後退) (対側が法第 4 2 条による道路に接道している等の場合は一方後退)
許可条件	・ 特殊建築物でないこと ・ 2 階建以下 (原則) ・ 前面道路幅員 4 m とした形態規制 (道路斜線による高さ制限・容積率) ・ 準防火地域仕様 (準防火地域内の建築物は準耐火建築物) (関係権利者の協定等による 4 m 以上の確保が確実に認められる場合を除く) ・ 敷地から法第 42 条による道路に至る部分 (公的管理道, 協定空地等) の適切な維持
備考	・ 3 階建の場合, 公的管理道, 協定空地等を敷地とみなして, 平成 5 年 1 2 月 1 3 日建設省事務連絡「路地状敷地の非常用の進入口の取扱い」を準拠した計画であること

事例 4-2	
包括同意基準 4	幅員 1. 8 m 以上, 4 m 未満の協定空地等に接する敷地
法第42条による道路	 The diagram illustrates a plot of land (敷地) adjacent to a road (私道). The road width is labeled 'w (1. 8 m 以上 4 m 未満)'. The distance from the road to the building is '2 m 以上'. The distance from the road to the boundary line is '2 m' and '4 m'.
前提条件	・ 幅員 1. 8 m 以上, 4 m 未満の私道に接する敷地 ・ 道に沿って既に建物が建っており, 道として供用されているもの (新たに築造する道は不可) ・ 関係権利者の協定等により, 4 m 以上の幅員の確保が確実と認められること ・ 私道に 2 m 以上接するもの ・ 2 m の中心後退等 (関係権利者の協定等された位置を敷地境界線とする)
許可条件	・ 特殊建築物でないこと ・ 2 階建以下 (原則) ・ 前面道路幅員 4 m とした形態規制 (道路斜線による高さ制限・容積率) ・ 敷地から法第42条による道路に至る部分 (公的管理道, 協定空地等) の適切な維持
備考	・ 3 階建の場合, 公的管理道, 協定空地等を敷地とみなして, 平成 5 年 1 2 月 1 3 日建設省事務連絡「路地状敷地の非常用の進入口の取扱い」を準拠した計画であること

事例 5	
包括同意基準 5	河川等を挟んで道路に接する敷地
 The diagram illustrates a land plot (敷地) situated between a river (河川等) and a road (道路). A bridge (橋) spans the river. A shaded rectangular area represents the plot, which is adjacent to the river. A dimension line indicates a distance of 2 m 以上 (2 m or more) between the road and the river.	
前提条件 ・ 河川等を挟んで道路に接する敷地 ・ 河川法の適用を受ける河川（一級河川，二級河川，準用河川等）が対象 ・ 河川管理者の占用許可のあるもの	
許可条件 ・ 橋等により 2 m 以上接道していること ・ 前面道路幅員による形態規制（道路斜線による高さ制限・容積率）	
備考	